

2019年度 計画相談報酬改定加算確認表 (基本単位 サービス利用支援 1611単位→1458単位 継続サービス利用支援 1310単位→1207単位)

実施加算	単位	算定要件概要	単独	初回加算 と併用	退院退所時 加算と併用	その他
① 初回加算	300	1 新規にサービス等利用計画を作成 2 前6月に障害福祉サービス、地域相談支援利用なし	×	—		児→者 OK
② 入院時情報連携加算Ⅰ(ⅠⅡ同時×)	200	入院時に(入院するにあたり)医療機関が求める利用者さんの情報を訪問して提供	○			1人1月1回まで
入院時情報連携加算Ⅱ(ⅠⅡ同時×)	100	入院時に(入院するにあたり)医療機関が求める利用者さんの情報を訪問 <u>以外</u> の方法で提供	○			1人1月1回まで
③ 居宅介護支援事業所等連携加算	100	介護サービス利用へ移行時に情報提供し協力	○			1人1月1回まで、以後6か月× 違う事業者なら○
④ サービス提供時モニタリング加算	100	事業所、サービス提供場所を訪問し、サービス提供場面を直接確認	○			1人1月1回まで、相談員1人39人 兼務者が、兼務事業所の確認×
⑤ 退院・退所時加算	200	サービス等利用計画作成に併せて多職種から情報収集カンファレンス参加	×	×	—	サービス等利用計画作成に併せて1 人入院・入所中3回まで
⑥ 医療・保育・教育機関等連携加算	100	病院、企業、特別支援学校、その他インフォーマルサービス提供先等と面談、協議し、サービス等利用計画を作成	×	×	× 同じ機関のみ	1人1月1回まで。面談、協議には本人及び家族が参加するよう努める
⑦ サービス担当者会議実施加算	100	継続サービス利用支援時に会議を実施	×			
体制加算	単位	算定要件概要	単独	相談支援 専門員数	24時間	その他
特定事業者加算Ⅰ (主任相談支援専門員)	500	1人40未満、会議開催、困難事例受入、事例検討参加	×	4	○	同一敷地内の事業所で1人は兼務可
特定事業者加算Ⅱ (現任研修終了)	400	1人40未満、会議開催、困難事例受入、事例検討参加	×	4	○	同一敷地内の事業所で1人は兼務可 加算Ⅱは2021年3月までで終了
特定事業所加算Ⅲ (現任研修終了)	300	1人40未満、会議開催、困難事例受入、事例検討参加	×	3	○	同一敷地内の事業所で1人は兼務可
特定事業所加算Ⅳ (現任研修終了)	150	1人40未満、会議開催、困難事例受入、事例検討参加	×	2	×	同一敷地内の事業所で1人は兼務可 加算Ⅳは2021年3月までで終了
体制整備加算(特定事業者加算以外)	単位	算定要件概要	単独	掲示	公表	その他
① 行動障害支援体制加算	35	強度行動障害支援者養成研修(実践)	×	○	○	該当利用者がいなくても算定可 障害特性を理由にサービス提供を拒めない
② 要医療児者支援体制加算	35	医療的ケア児等コーディネーター養成研修	×	○	○	該当利用者がいなくても算定可 障害特性を理由にサービス提供を拒めない
③ 精神障害者支援体制加算	35	地域生活支援事業者による精神障害者支援の障害特性と支援技法他	×	○	○	該当利用者がいなくても算定可 障害特性を理由にサービス提供を拒めない

* 記録及び5年保管